

地域医療を守る自治体意見書

少子高齢化の進展、医療ニーズの多様化など我が国の医療を取り巻く環境は大きく変化し、地域や診療科における医師の不足及び偏在や看護師をはじめとした医療スタッフの不足の解消は大きな課題となっており、地域医療サービスをめぐっては、「医療過疎」や「医療の貧困」ともいえる状況に全国で直面しています。

政府は医師確保対策等一定の財政措置や「5つの安心プラン」によって地域医療とその担い手に対する支援策を公表していますが、地域医療サービスや医療財政の確保は喫緊の課題となっています。現在、各自治体において公立病院改革プランの策定作業が進められていますが、へき地医療・周産期医療・高度先進医療・救急医療などいわゆる不採算医療といわれる分野の医療提供について、公立病院の存続と医療サービスの継続的提供は地域にとって生命線とも言える重要な課題です。

地域医療は、住民の生命・健康に直結する不可欠な基礎的公共サービスであり、国民が安心と信頼の上に地域医療にアクセスできる医療提供体制を確保することは、自治体の責務であります。

よって、国におかれては、国民が地域において良質な医療や安心して信頼のできる医療を継続して受けることができるよう、以下の点について格別の尽力をされますよう要望します。

記

1. 崩壊の危機に直面している地域医療を守るため、適切な医療財源の確保をはかること。
2. 地域医療を担う医師・看護師等の確保と養成のための支援体制を強化し、予算措置をおこなうこと。
3. 「公立病院改革プラン」の策定に当たっては、地域住民が安心して身近で継続的に医療サービスを受けられるよう、住民・利用者・医療関係者等の意見を十分に踏まえて策定・実施するようはかること。また策定にあたっては、地域医療の後退を招くことのないよう、医療機能の維持・強化を前提とし必要な予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月11日

大和高田市議会